

◎新潟県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新潟市及び弥彦村を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業上泉地区に係る換地処分をした。

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄